

8千保介事第815号
令和8年8月21日

千葉市内高齢者施設 施設長 様
千葉市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、令和8年8月千葉豪雨による停電や断水、浸水等の被害で大変なご苦労がある中で、高齢者支援にご尽力いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、標記補助金につきましては、現時点で補助の実施が確定している訳ではありませんが、本市においては、補助の実施に向けた検討を進めているところであり、該当施設の把握をさせていただきたく存じます。

つきましては、本件補助金を活用した建物等の復旧を希望する場合は、下記のとおりご対応をお願いいたします。

なお、協議にあたっては、下記の本市ホームページを必ずご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/202608saigaihukkyu.html>

記

1 協議対象 協議対象施設や協議対象経費は、別紙をご参照ください。

2 提出書類

- (1) 協議書（様式第2号）
- (2) 図面（平面図、配置図）

※被災箇所が分かるように朱記したもの。(5)の写真と対比できるよう番号を付してください。

- (3) 見積書3社分
- (4) 工事工程表
- (5) 被災箇所の状況が分かる写真

※写真の撮影については、本市HPの留意事項を確認のうえ、明瞭に撮影してください。

※(2)の図面と対比できるよう番号を付してください。

3 提出期限 令和8年9月3日（木）【厳守】※期日後の受付はできません。

4 提出方法 電子メールまたは郵送・持参にて提出してください。持参される場合は、事前に日程調整のご連絡をお願いします。

（裏面あり）

5 留意事項

- ・活用希望がない場合は、回答不要です。
- ・原則、原形復旧（被災施設と形状・寸法・材質・位置の等しいもの）となります。
- ・補助の対象は、施設等の所有者かつ当該事業を行っている法人等となります。（賃貸借の施設等は対象になりません。）
- ・複合施設の場合、共用部分に係る復旧費を施設ごとに按分した上で協議額を算出する必要があります。
- ・建物に付属していない設備、消耗品、椅子・机・パソコン等の備品、車両、医療機器などは対象になりません。
- ・施設等の復旧工事と並行して協議可能ですので、工事を中止する必要はありません。
- ・回答をもって補助を確約するものではありません。国との協議、本市の予算編成状況の結果、補助金額及び内容の変更又は補助対象とならない場合があります。
- ・被災施設は、金額によって国の災害査定を受けることとなり、査定による認定を受けないと補助金は受けられません。（国の実地調査がある場合、対応をしていただく必要があります。）

<問い合わせ先>

介護保険事業課 事業所支援班 似田 電話043-245-5062

施設支援班 福田 電話043-245-5256

e-mail :kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp